

# 運 営 規 程

相 談 支 援 事 業

平成26年11月

社会福祉法人ひまわりの会  
相談支援センターひまわり

# 相談支援センターひまわり

## 指定相談支援事業

### 運 営 規 程

#### 第 1 章 事業の目的等

(事業の目的)

- 第 1 条 社会福祉法人ひまわりの会（以下「事業者」という。）が運営する相談支援センターひまわり（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の理念に基づき、地域移行支援及び地域定着支援（以下「一般相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、一般相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）の提供を確保することを目的とする。
- 2 事業者が運営する事業所は、障害者総合支援法、児童福祉法の理念に基づき、特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

(事業所の所在地)

- 第 2 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援センターひまわり
- (2) 所在地 岡山県倉敷市水島相生町16番6号

(営業日及び時間)

- 第 3 条 事業所の営業日と営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 12月29日～1月3日を除く毎日
- (2) 営業時間 9：00～19：00
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定地域相談支援、指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

- 第 4 条 指定地域相談支援、指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 身体障害児者
  - (2) 知的障害児者
  - (3) 精神障害児者
  - (4) 難病等対象者（児童含む）

(サービス実施地域)

第 5条 通常のサービス提供エリアは、倉敷市内とする。

## 第 2 章 運営方針

(運営方針)

第 6条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

2 地域移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

4 一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

5 一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。

6 特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

7 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者若しくは特定の障害児通所支援事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

8 関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## 第 3 章 人権の擁護及び虐待防止のための措置

(人権の擁護及び虐待防止のための措置)

第 7条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の早期発見と対応及び防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備・運営

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備・運営

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(5) 虐待の事実を発見した際の関係機関への速やかな通報及び関係機関との連携による対象者への再発防止に向けた支援の実施

(6) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な措置並びに自治体が行う調査への協力

2 職員は、利用者に対し身体的苦痛や人格を辱める等の行為を行ってはならない。

## 第 4 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 8 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (兼務)  
管理者は、職員及び職務の管理を一元的に行なうとともに、職員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1 名以上 (常勤)  
相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画 (以下「サービス等利用計画等」という。) の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。
- (3) 地域移行支援・地域定着支援に従事する者 1 名以上 (兼務)  
日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。相談支援専門員は、その他の従業者に対する技術的指導及び助言を行う。

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第 9 条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
  - (ア) 地域移行支援計画の作成及び評価
  - (イ) 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援
  - (ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用
  - (エ) 体験的な宿泊
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
  - (ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価
  - (イ) 訪問等による利用者の状況の把握
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
  - (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第 10 条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画等の作成及び評価
- (4) 訪問による継続的なモニタリング
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
  - (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

## 第 5 章 利用者から受領する費用の額

(利用者から受領する費用の額等)

第 11 条 法定代理受領を行わない指定地域相談支援又は指定計画相談支援等を提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払

いを受けるものとする。

## 第 6 章 その他運営に関する重要事項

（事故発生時の対応）

- 第 1 2 条 事業所は、利用者に対する指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
  - 3 事業所は利用者に対する指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情解決）

- 第 1 3 条 事業所は、その提供した指定地域相談支援又は指定計画相談支援に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、その提供した指定相談支援またはサービス等利用計画等に関し、障害者総合支援法第 1 0 条第 1 項及び児童福祉法第 5 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（秘密保持）

- 第 1 4 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 事業所は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 1 5 条 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。又、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
  - 3 事業所は、利用者に対する指定地域相談支援又は指定計画相談支援に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 5 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。ただし、法令等の改正による運営規程の変更について適宜理事会に諮ることが困難な場合、語句の訂正及び加筆等の場合に限り、直近の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成26年11月 1日から施行する。